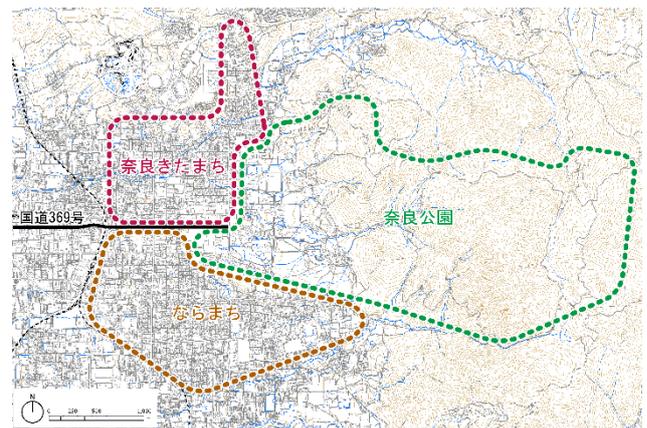


1. 重点区域の考え方

重点区域における歴史的風致の維持及び向上のための施策の効果をより一層高めること、さらに重点区域における施策の効果を市全域に広げていくことが重要であることから、本計画の重点区域は、多様な歴史的風致が重なりをみせる区域となる奈良町及び奈良公園の区域を対象とする。

第2章で述べた奈良市における多様な歴史的風致は、次頁に示すとおり、奈良町と奈良公園において顕著な重なりをみせる。この区域は、都が奈良の地を離れて以降、中世、近世、近代を通じて、奈良の中心であり続けた地域であり、町会を中心とした祭りや行事をはじめ、探訪や文学・芸術活動、工芸や産業、茶の湯などの様々な伝統や文化が、各時代における奈良の地の位置付けや特徴を反映しながら育まれ、現在に受け継がれている。そして、それらの活動の多くは、例えば、社寺の町としての展開や御蓋山を神山とした春日信仰と地蔵信仰との習合による春日地蔵への信仰、シカとの共生を象徴する法蓮格子（鹿格子）の家並みなどにみられるように、御蓋山や若草山などの自然や東大寺、興福寺、春日大社などの社寺といった奈良公園の各資産との関係のなかで、より奈良らしい伝統や文化として洗練されてきたものである。また、一方では、奈良公園内に位置する東大寺や興福寺、春日大社等の祭りや行事は、春日若宮おん祭などのように、奈良町を舞台とし、奈良町の人々との関係のなかで受け継がれてきたものも多くみられる。このように、奈良町及び奈良公園には、奈良町と奈良公園とが相互に関係し合うことにより、奈良市を象徴する歴史的風致が形成されている。

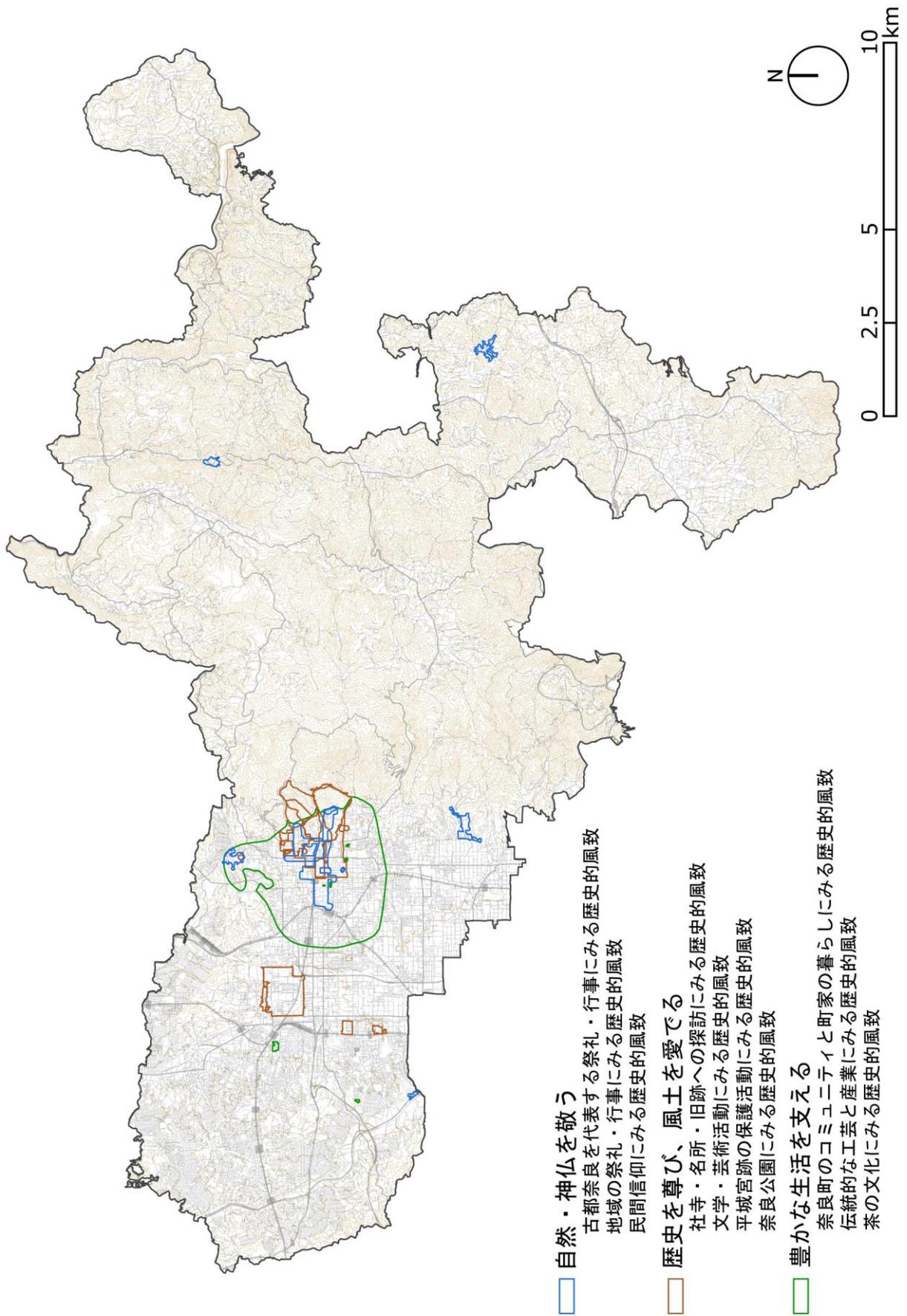
しかし、人口減少や少子高齢化による維持管理不足などにより、奈良町の町家等の歴史的建造物は減少し、歴史的な町並み景観の保全にも影響が危惧されている。また、伝統文化である祭礼や行事についても、大社寺の祭礼は社寺の努力と住民の協力のもとに受け継がれているが、民間で受け継がれてきた祭礼や行事は、後継者不足による運営上の支障が生じ、なかには消滅の危機に瀕しているものもみられ、伝統産業や工芸についても後継者不足による伝統技術の継承に関する課題が生じてきており、歴史的風致が徐々に失われつつあるのが現状である。さらに、奈良町のうち、おおむね国道369号より南側の地域を「ならまち」、北側の地域を「奈良きたまち」と通称しており、両地域の特色を生かしたまちづくりに取り組むとともに、「奈良町」及び「奈良公園」が連携し、総合的かつ一体的な活性化を図ることで、観光の回遊性を向上することが大きな課題となっている。



ならまち・奈良きたまち・奈良公園

このため、本計画では、こうした課題を解決するために、奈良町及び奈良公園の区域を重点区域に設定し、歴史的風致の維持及び向上を図っていくものとする。

なお、平城宮跡とその周辺地域や西ノ京の地域など、奈良市の特徴的な歴史的風致を形成しているその他の地域についても、本計画の推進のために、特に重点的な施策展開が必要と認められる場合には、重点区域の追加又は見直しを検討することとする。



奈良市の歴史的風致の分布

2. 重点区域の位置及び区域等

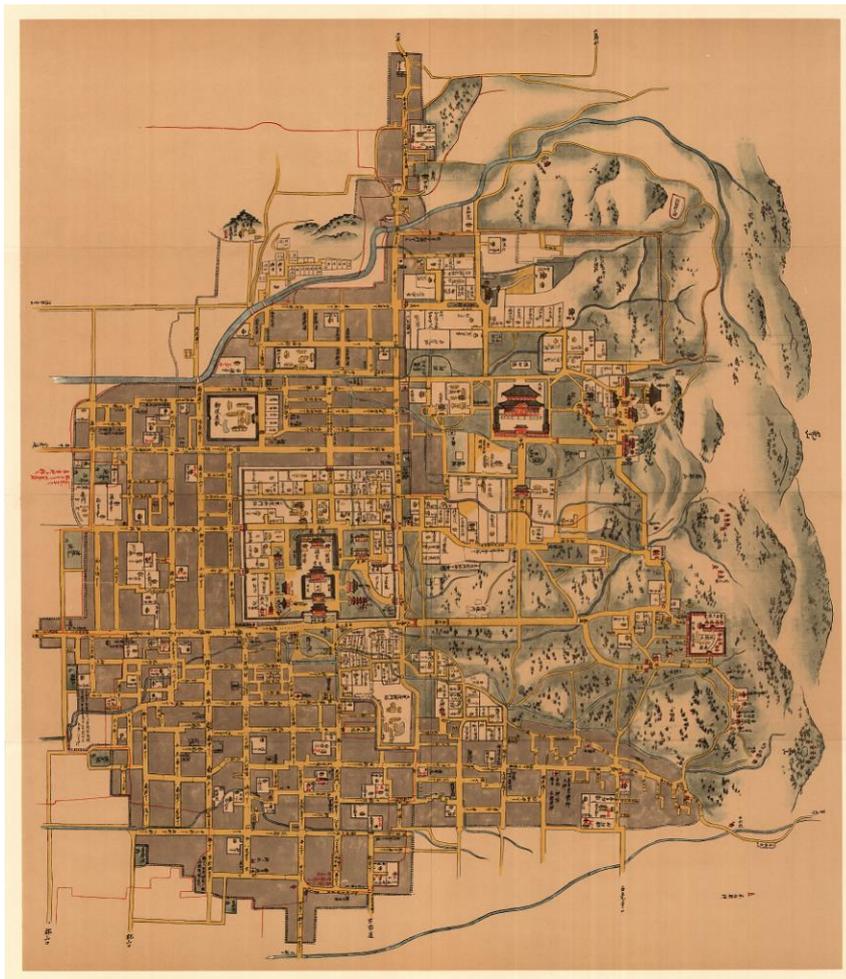
(1) 重点区域の位置

重点区域の位置は、前頁に示す歴史的風致の重なり状況の踏まえ、奈良盆地東麓の中世以降に大社寺の門前町として成立し、人々の生活の場として様々な祭りや行事、産業や工芸を生み出しながら発展してきた近世奈良町の区域、並びにその東側に広がり、奈良町に暮らす人々の自然観や信仰、生活に大きな影響を及ぼしてきた奈良公園の区域を合せた区域とする。

(2) 重点区域の区域

江戸時代中期の享保・元文年間に作成された奈良町絵図において確認できる町割の範囲を中心とし、南側境界は同絵図に描かれている自然物や道路等を境界として設定する。

東側は、奈良町絵図に描かれている御蓋山等の山並みを含むものとし、その境界は名勝奈良公園、奈良県立都市公園奈良公園から東部地域を除く区域とする。北側は、北に延びる旧京街道の沿道並びに奈良町絵図に描かれている多聞山、聖武天皇陵、光明皇后陵を加えた区域とし、その境界は、旧京街道の沿道は1敷地分、その他は風致地区の種別又はゾーンの境界を基本とする。西側は、奈良町絵図の町場の区域に興福院南側の佐保地域の一部を含めた区域とし、境界はJR関西本線、県道1号、県道754号等の鉄道・道路に基づく。南側は、奈良町絵図南端に描かれている能登川を境界とする。

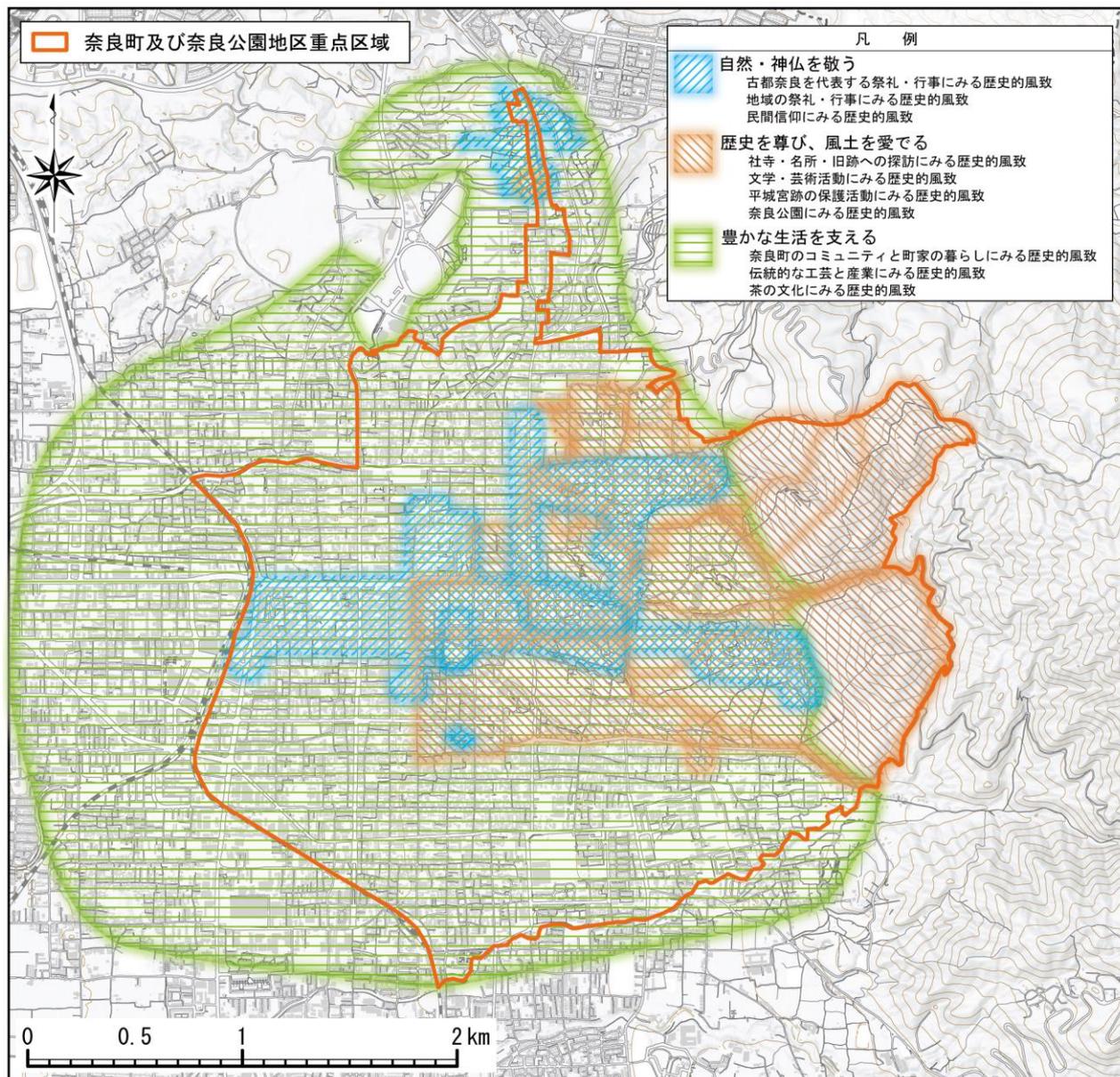


奈良町絵図（天理大学附属天理図書館蔵）

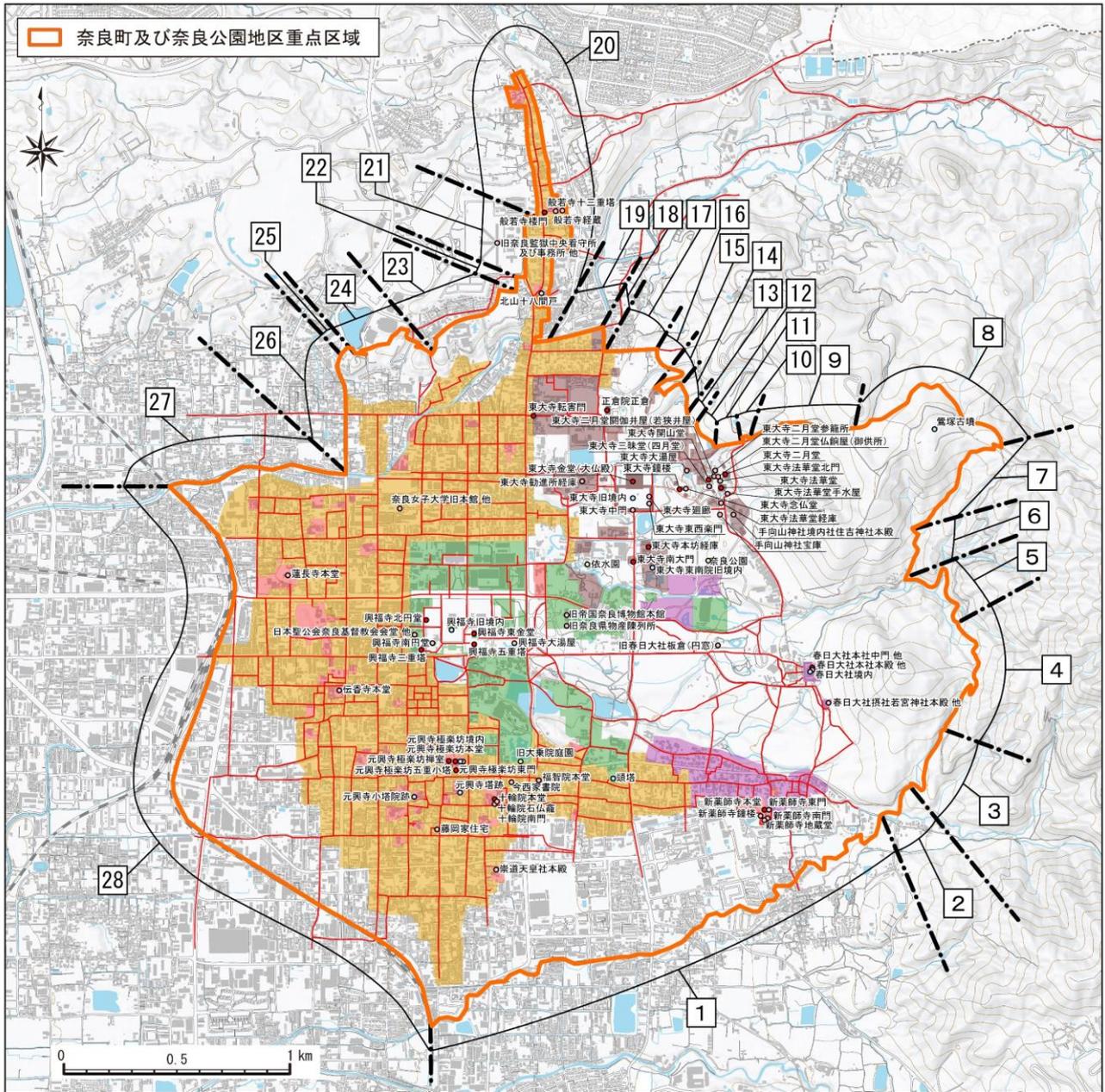
(3) 重点区域の名称及び範囲

名称：奈良町及び奈良公園地区

面積：約 769 ha



奈良町及び奈良公園地区重点区域の区域図



凡 例	
<p>重要文化財建造物等※</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国宝 ○ 重要文化財 ○ 史跡 ○ 名勝 <p>※文化財保護法の規定により、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物（歴史まちづくり法第2条第2項1第1号）</p>	<p>奈良町絵図から確認できる町割・町場等（一部推測） 天理図書館所蔵旧保井文庫：江戸中期（享保・元文期）</p> <ul style="list-style-type: none"> — 近世奈良町の町割 ■ 近世奈良町の町場の区域 ■ 興福寺関係諸院・諸坊等の区域 ■ 東大寺関係諸院・諸坊等の区域 ■ 春日社、社家、瀬宜屋敷の区域 ■ その他社寺の区域

奈良町及び奈良公園地区重点区域の境界図

- 1：能登川南岸
- 2：史跡春日大社境内の区域境界
- 3：春日山遊歩道
- 4：管理道路
- 5：春日山遊歩道
- 6：水谷川
- 7：特別天然記念物春日山原始林の区域境界
- 8：奈良県立都市公園奈良公園（都市計画決定）の区域境界
- 9：名勝奈良公園の区域境界
- 10：市道北部 110 号線と市道北部 111 号線とに接している東大寺境内地の 1 敷地
- 11：市道北部 110 号線
- 12：標高 130m線界
- 13：東大寺境内地界
- 14：市道北部 109 号線
- 15：東大寺境内地界
- 16：標高 120m線界
- 17：史跡東大寺旧境内の区域境界
- 18：市道北部 101 号線東側（市道北部 116 号線交差点～大日橋）
- 19：佐保川南岸（大日橋～新石橋）
- 20：市道北部 131 号線（旧京街道）に接している敷地
- 21：市道北部 130 号線北側
- 22：旧奈良監獄との境界
- 23：風致地区ゾーン区分の境界
- 24：歴史的風土特別保存地区・歴史的風土保存区域の境界
- 25：風致地区種別区分の境界
- 26：市道六条奈良阪線
- 27：佐保川北岸
- 28：J R 関西本線・J R 桜井線

3. 重点区域の歴史的風致の維持向上の広域的な効果

(1) で述べたように、本重点区域は、奈良市における歴史的風致の色濃く残る地域であり、多様な歴史的風致が集積してみられる。特に、周辺の各地域とも大きな関わりをもつなかで、中世以降の奈良・大和地域の中心性を担い続けてきたことから、祭礼・行事における神事芸能の市内各地域への伝播や春日大社と各地域での春日信仰・春日講、茶の文化の隆盛と東部山間地域の茶生産のように、それぞれの歴史的風致にも、市内各地域との歴史的・文化的な関係がみられる。

従って、本重点区域の歴史的風致の維持及び向上を図ることにより、それを基とした、周辺の各地域での伝統的な生活文化の継承などにつながり、市域全体の歴史的風致が向上されることが期待できる。また、本重点区域での歴史的風致の維持向上の取組により、市民の歴史・伝統文化に対する理解を一層深めることができ、市全体に広がっている歴史的風致についても、それらを活かしたまちづくりに向けた取組を進めることが期待できる。

4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

奈良市では、現在、本重点区域を中心に、都市計画法や建築基準法、景観法、屋外広告物法、文化財保護法、古都保存法などの様々な制度の活用や、「奈良市眺望景観保全活用計画」などの計画の策定・運用を通じて、歴史的な建造物の周辺の景観や伝統的な活動の舞台や背景となる景観の形成に努めている。本計画の推進にあたっては、これらの既存の制度や計画の適切な運用とさらなる拡充を図り、歴史的風致の維持及び向上に努めていくこととする。

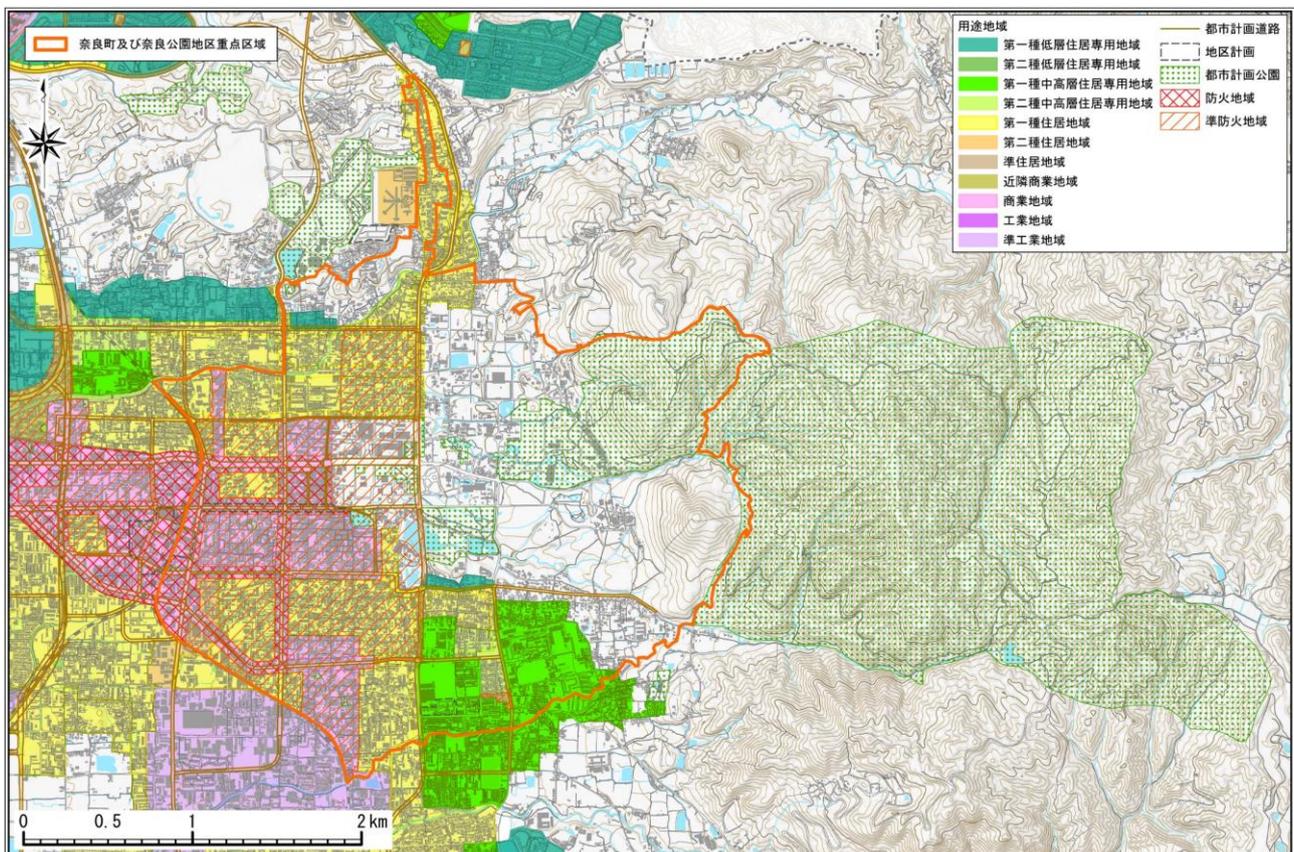
(1) 都市計画との連携

ア. 用途地域・都市施設・地区計画等

奈良市の都市計画は、月ヶ瀬地区、都祁地区を除いた区域合計 21,160ha が「大和都市計画区域」に指定されており、都市計画区域内の全域が線引きされており、市街化区域が 4,857ha、市街化調整区域が 16,303ha となっている。

本重点区域は、全域が都市計画区域内であり、区域西部の市街地が広がる区域は市街化区域、区域東部の社寺境内や若草山、春日山等の山林を主体とする区域は市街化調整区域に指定している。

市街化区域は、中世以来、奈良の政治・経済・文化の中心的な役割を担い続けてきた奈良市の中心市街地であることから、近鉄奈良駅・JR奈良駅を中心に商業地域が広がり、都市的な機能の集積したにぎわいのある都市空間の形成を図っている。また、その他多くの地域は第一種住居地域に指定して、中心市街地としての都市的な機能の立地と歴史的なたたずまいを残す住宅市街地との調和した都市空間の形成が図られている。また、平城山丘陵麓や高畑の山麓部の一部は第一種低層住居専用地域に指定し、周囲の自然環境と調和した低層の落ち着いた住宅市街地の形成を図っている。このような現行の用途地域区分に基づき、用途地域ごとの適切な土地利用を誘導することにより、中心市街地としての都市機能の集積と良好な居住環境の形成との両立を図っていく。



用途地域・都市施設・地区計画

一方、区域東部の市街化調整区域の大部分は、都市計画公園に指定し、豊かな自然や歴史・文化の保全と活用を図っている。今後も、歴史的風致の維持及び向上との連携・調整を図りながら、都市計画公園としてのより一層の活用を目指した取組を推進していく。なお、市街化調整区域の都市計画公園以外の区域は、社寺の境内地としての史跡指定や名勝奈良公園の指定など、文化財保護法により保護が図られている（「文化財保護行政との連携」参照）。

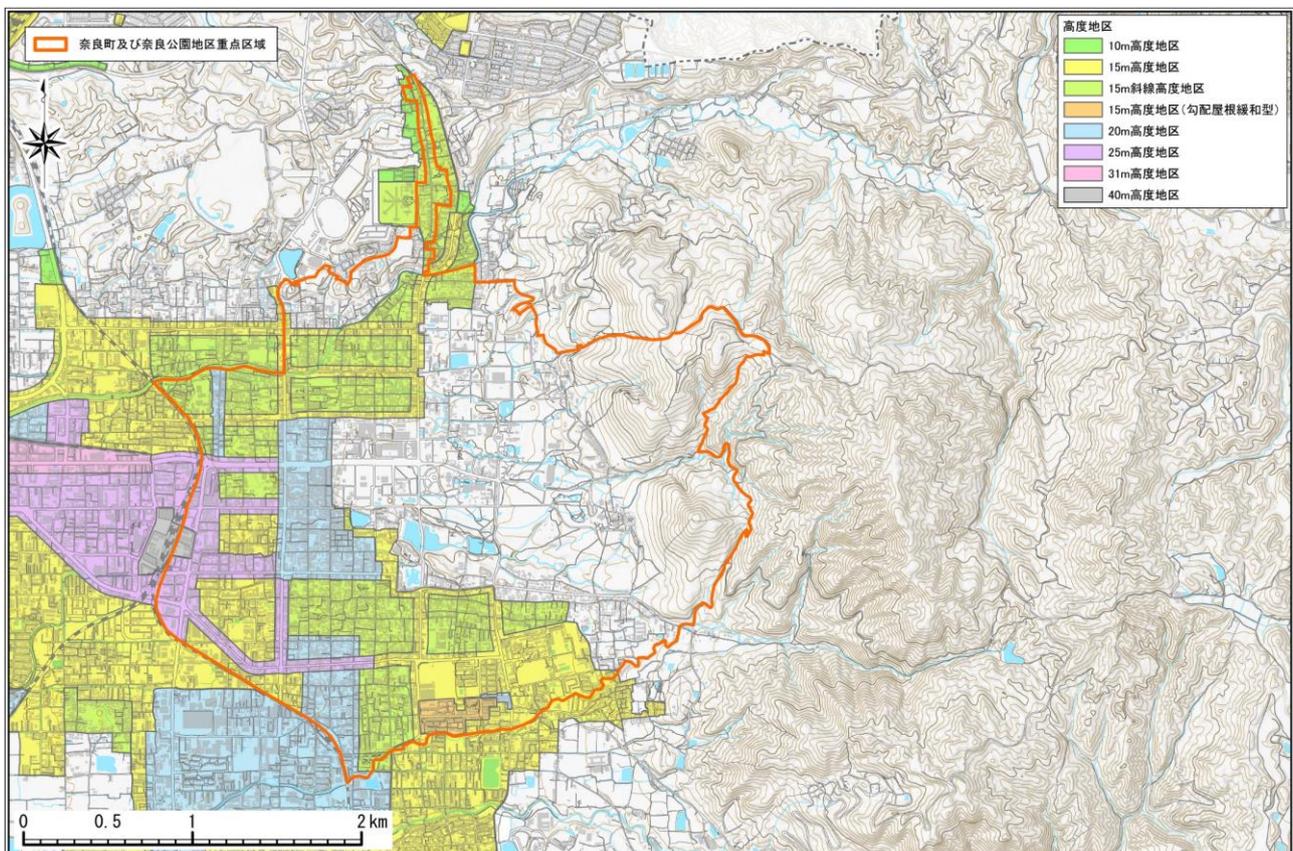
また、重点区域内で歴史的な町並みが残っている奈良町都市景観形成地区及びその周辺区域は、木造密集地域であることから、準防火地域や防火地域の指定がされているが、重点区域東側に広がる市街化調整区域には、建築基準法第 22 条の指定がされていない。このことから、保存措置を講ずるだけでなく、火災や地震に対しての措置をも併せて講じていくことが必要である。

なお、三条通の区域については、平成 9 年（1997）10 月 27 日に三条通地区地区計画が定められ、用途や壁面の位置、建物等の形態又は意匠に関する基準をもとに、J R 奈良駅から春日大社に至る道筋の良好な景観の形成が図られている。今後も地域住民との連携のもと、歴史・文化を感じられる町並みの形成と主要な観光動線としてのにぎわいの創出との両立を図っていくこととする。

イ. 高度地区

奈良市では、高度地区を 8 種類に区分し、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域を除く各用途地域において建築物の高さの最高限度を定めている。

本重点区域では、J R 奈良駅前の一部の 40m 高度地区を除き、商業地域では 25m 高度地区又は 20m 高度地区、住居系地域では、15m 高度地区又は 15m 斜線高度地区を基本に設定している。また、高度地区に指定されていない第一種低層住居専用地域については、建築基準法に基づき最高高さ 10m とされており、周囲の自然環境と調和した落ち着いた低層住宅市街地の形成を図っている。



高度地区

今後も引き続き、現行の高さ制限を適用することにより、中心市街地としての都市的機能の集積のための土地の高度利用と、奈良町の町家と違和感の小さい高さとすることによる歴史的な環境の保全・継承との調整を図っていくことを基本とする。なお、本市における歴史的風致の維持及び向上にあたっては、古くから多くの人々が目にし、詩歌や芸術作品の対象としてきた奈良盆地各所から本重点区域に位置する若草山や春日山などの山並みと一体となった東大寺、興福寺などの社寺への良好な眺望を保全することが重要であることから、その眺望を阻害するおそれのある区域については、高さ制限の強化等を検討していくこととする。

ウ. 風致地区

奈良市では現在、市全域で合計 4,727.9ha の風致地区を指定している。これらの風致地区を、地形や山・森林等の自然的要素、社寺、宮跡等の歴史的要素及び緑の多い住宅地等の市街地的要素等に応じて、第一種地区から第五種地区までの五種に区分し、地区ごとに建築物の高さ、建蔽率、外壁後退、緑地率等を定めている。また、「奈良県風致保全方針」に基づき、風致地区をさらに 11 ゾーンに区分し、ゾーンごとに建築物等の修景に関する方針を定め、別途定めた審査指針により、風致景観のきめ細かい方向性を示している。

本重点区域では、市街化調整区域並びに区域北西部の平城山丘陵麓の第一種低層住居専用地域に風致地区を指定しており、豊かな自然環境の保全並びにそれらと一体となった緑豊かな住宅市街地の形成を図っている。そして、風致地区の大部分は古都保存法に基づく歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区と重複して指定しており、古都保存行政と連携しながら、古都奈良の歴史的風土の保存を図っている。

種別区分及びゾーン区分は、歴史的風土特別保存地区と重複して指定されている区域は第 1 種風致地区・ゾーン 1 に指定して、豊かな自然環境の凍結的な保存を図っている。また、その他の区域では、平城山丘陵麓では第 3 種風致地区・ゾーン 8、高畑地域の山麓は第 3 種又は第 4 種風致地区・ゾーン 6 又は 7、また、奈良県庁をはじめとした官公庁施設が集積する区域は第 5 種風致地区・ゾーン 8 又は 9 に指定するなど、それぞれの区域における現在の土地利用の状況に応じて種別区分及びゾーン区分を行い、自然環境の保全や良好な景観の誘導を図っている。

今後も、古都保存行政と連携しながら、現行の風致地区制度を適切に運用することで、社寺と周辺の自然環境とが一体となった歴史的風土並びに緑豊かな住宅市街地の環境を守り、本市固有の歴史的風致の維持及び向上を図っていくこととする。

風致地区における許可等の基準

項目		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
建築物の新築・改築・増築・移転	高さ	8m以下	10m以下	10m以下	12m以下	15m以下
	建ぺい率	2/10 以下	3/10 以下	4/10 以下	4/10 以下	4/10 以下
	道路からの距離	3m以上	2m以上	2m以上	2m以上	2m以上
	隣接地からの距離	1.5m以上	1m以上	1m以上	1m以上	1m以上
	緑地率	4/10 以上	3/10 以上	2/10 以上	2/10 以上	2/10 以上
	位置・形態・意匠	当該建築物の位置、形態及び意匠が、建築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。				
工作物	位置・形態・意匠	当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、建築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。				
建築物等の色彩変更		変更後の色彩が変更の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。				
土地の形質の変更	緑地率	4/10 以上	3/10 以上	2/10 以上	2/10 以上	2/10 以上
	森林区域の緑地率	6/10 以上	5/10 以上	4/10 以上	4/10 以上	4/10 以上
	森林法第5条森林の区域における造成行為(主として住宅その他の建築物を建築するために行う造成、市街化区域における造成以外)に適用。					
	造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。					
	うち1haを超える場合はさらに	切土・盛土	2mをこえるのりを生じないこと。	3mをこえるのりを生じないこと。	4mをこえるのりを生じないこと。	4mをこえるのりを生じないこと。
うち1ha 以下の場合はさらに	切土・盛土	2mをこえる切土	3mをこえる切土	4mをこえる切土	4mをこえる切土	4mをこえる切土
上記を伴うものにあつては、適切な植栽を行う等によりのが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないこと。						
水面の埋立て又は干拓		水面の埋立て又は干拓後の地貌が埋立て又は干拓を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないこと。				
木竹の伐採		次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の区域における風致をそこなうおそれが少ないこと。 1 許可された建築物等の建築、土地の形質の変更のために必要な最小限度の木竹の伐採 2 森林の択伐 3 伐採後の成林が確実と認められる森林の皆伐で伐採区域の面積が1ha 以下のもの 4 森林の区域外における木竹の伐採				
土石の類の伐採		採取の方法が露天掘りでなく、かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。				
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積		堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障をおよぼすおそれが少ないこと。				
その他形状・色彩等		別に風致地区ごとにゾーン設定をし、建築物の屋根の形状、部材及び色彩並びに壁の部材、色彩及び仕上げその他工作物の意匠形態等の審査指針を定める。				

各地区、各ゾーンごとの基準目安

地区	春日山風致地区			佐保山風致地区			平城山風致地区			西の京風致地区			あやめ池風致地区			遊園地跡地			高雄風致地区			地区
	建築物	工作物	その他	建築物	工作物	その他	建築物	工作物	その他	建築物	工作物	その他										
ゾーン1	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	ゾーン1
ゾーン2	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	ゾーン2
ゾーン3	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	ゾーン3
ゾーン4	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	ゾーン4
ゾーン5	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	ゾーン5
ゾーン6	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	ゾーン6
ゾーン7	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	ゾーン7
ゾーン8	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	ゾーン8
ゾーン9	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	ゾーン9
ゾーン10	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	ゾーン10
ゾーン11	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	ゾーン11

建築物

屋根の形状・色彩

- 切妻、寄棟、入母屋、大和棟等の勾配屋根とする。
- 切妻、入母屋、寄棟、方形等の屋根(片流れ屋根、極端な招き屋根及び極端な緩勾配屋根又は急勾配は除く。)とする。
- 共に、勾配は10分の3から10分の7とする。※補を2:1の割合の位置に設けた計画の建築物は、極端な招き屋根として取扱わないものとする。

部材・色彩

- A 和型瓦、わら、楡皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料とし、和型瓦の場合、色は、濃灰もしくは黒等とする。
- B R系・YR系・GY系・GV系・N系(無彩色)についてはN3.5以下とする。※陸屋根の場合、周囲の景観に配慮された色彩である場合、この限りでない。
- C 和型瓦その他これらに類似する外観を有する材料とし、色はR系・YR系・GY系・N系(無彩色)についてはN3.5以下とする。

壁の色彩

- A 外壁の表面が、土、漆喰、木板、その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。なお外壁面に柱等が露出せず、リシン吹付け等により仕上げる場合の色は、白、ベージュ、グレー等とする。
- B 外壁の表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は「地区・ゾーン指針」の色彩基準を遵守すること。
- C 外壁の色は、「地区・ゾーン指針」の色彩基準を遵守し、車色とする。ただし事前に協議を行い、上下ゾーンの異なる場合の色彩は色彩基準の範囲の中で2色までとする。また、タイル等の場合の目地色は、同系色目地とする。※車色の仕様でない場合は、事前相談要。

工作物

工作物の部材・色彩・仕上げ等

- A 表面が、木、土、漆喰その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。なお、リシン吹付け等により仕上げる場合、色は「地区・ゾーン指針」の色彩基準を遵守すること。
- B 表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は「地区・ゾーン指針」の色彩基準を遵守すること。
- C 色は「地区・ゾーン指針」の色彩基準を遵守すること。

塀

- A 道路に接する塀壁、及び視覚的に影響の大きい塀壁については、石積みもしくはこれと同様の形状となるものとする。
- B 道路に接する塀壁、及び視覚的に影響の大きい塀壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は「地区・ゾーン指針」の色彩基準を遵守すること。
- C 既製品の塀壁、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたもの。

フェンス

- A 表面が、濃茶若しくは黒等で明度、彩度共に4未満で着色されたもの。
- B 色は「地区・ゾーン指針」の色彩基準を遵守すること。

柵等

- A 表面が、濃茶等(5YR2/1.5程度)で着色されたものとする。

特殊工作物

- A 表面が、濃茶等(5YR2/1.5程度)で着色されたものとする。

自動販売機

- A 表面が、濃茶等(5YR2/1.5程度)で着色されたものとする。

その他

- A 色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものとする。
- B 除き、金属系色の使用を認める。

色彩基準抜粋

外壁・壁・工作物	色 相		色 相		色 相		色 相				
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度			
YR系	3以上5未満	4以下	3以上9未満	4以下	3以上9未満	3以下	3以上9未満	3以下			
	5以上9未満	1以下	9以上	3以下	9以上	3以下	9以上	2以下			
D:1YR以上5.0YR未満	3以下	YR系	5.0YR以上10.0YR	1以下	Y系	0.1V以上5.0Y未満	3以下	Y系	5.0V以上10.0Y	無彩色	
	9以上										3以上9以下

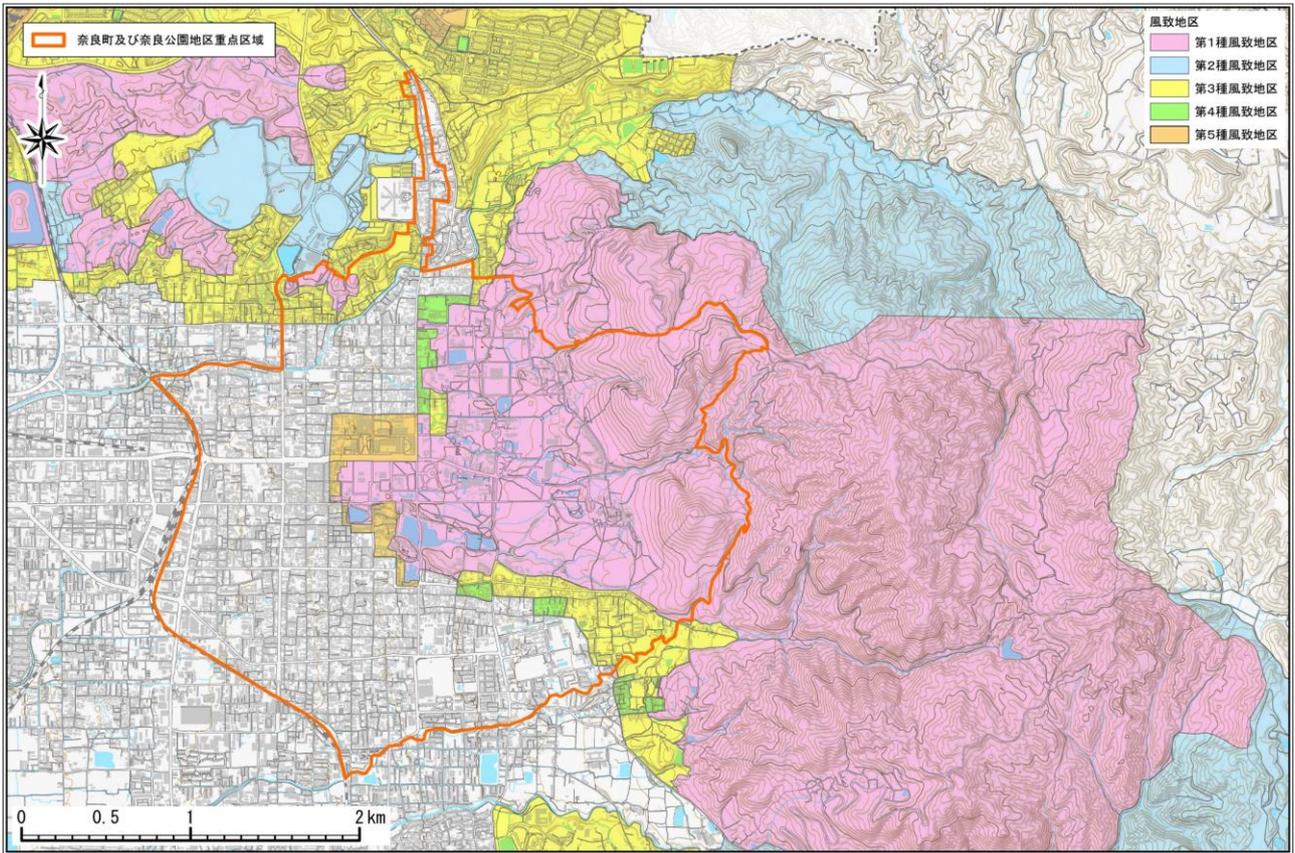
※ 1 塀壁、外壁に用いる仕上げ材料については、光沢の少ないものとし、塗料は顔料のものを使用する。

2 建築物、工作物の形状・色彩・部材・仕上げ等は、事前に奈良市 都市計画課(電話0742-34-5209)へご相談ください。

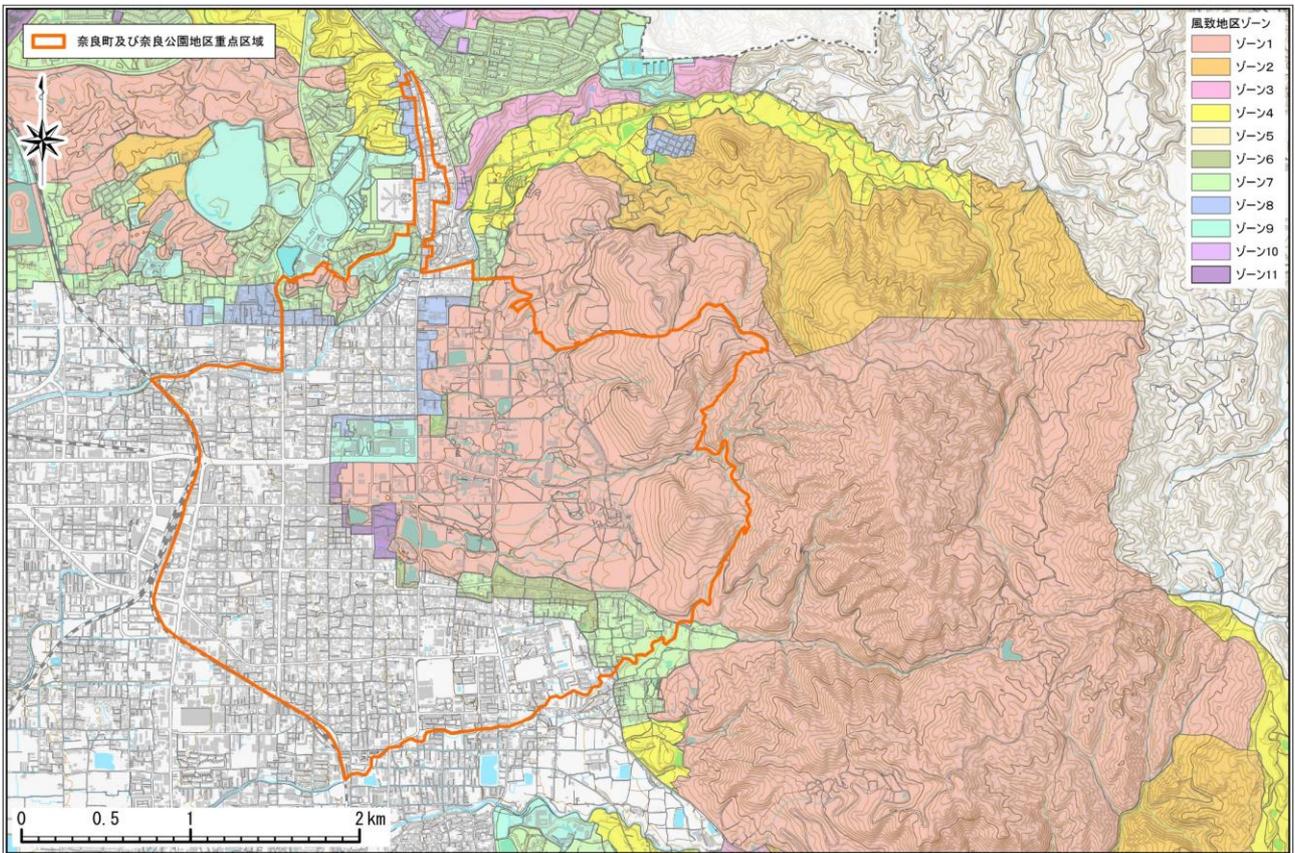
3 各地区、各ゾーンごとの基準につきましては、「奈良市風致保全方針・審査指針」から抜粋したものです。

※高さ5メートル未満の場合、顔面仕上げ等で光沢のある場合は

外壁・壁・工作物	色 相		色 相		色 相		色 相				
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度			
YR系	3以上5未満	4以下	3以上9未満	4以下	3以上9未満	3以下	3以上9未満	3以下			
	5以上9未満	1以下	9以上	3以下	9以上	3以下	9以上	2以下			
D:1YR以上5.0YR未満	3以下	YR系	5.0YR以上10.0YR	1以下	Y系	0.1V以上5.0Y未満	3以下	Y系	5.0V以上10.0Y	無彩色	
	9以上										3以上9以下



風致地区（種別区分）



風致地区（ゾーン区分）

(2) 景観計画の活用

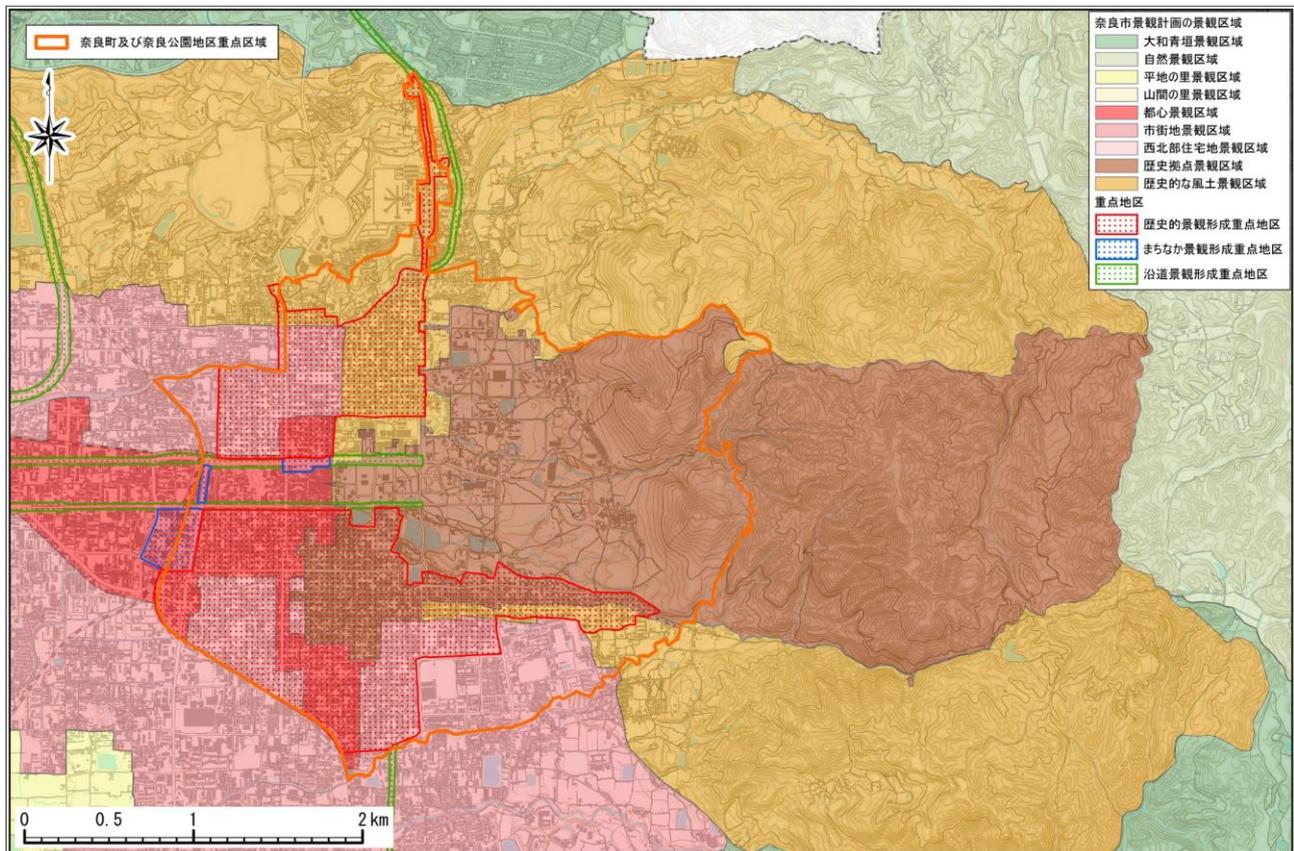
ア. 奈良市景観計画

奈良市では、なら・まほろば景観まちづくり条例（平成21年（2009）9月24日改正）、奈良市景観計画（平成22年（2010）1月15日策定・同年4月1日施行、平成28年（2016）4月改正、令和4年（2022）7月改正）に基づき、景観施策の総合的な展開を目指している。

奈良市景観計画では、市全域を景観計画区域に指定し、「山地景観地域」「田園景観地域」「市街地景観地域」「歴史景観地域」の4つの景観地域のなかに9つの景観区域とそれらを横断する形で景観軸（道路景観軸、河川景観軸）を設定し、景観形成の方針やデザインガイドラインを定めている。このうち、奈良盆地における「歴史景観地域」は、世界遺産の遺産本体、緩衝地帯（バッファゾーン）及び歴史的環境調整区域（ハーモニーゾーン）を合わせた全体と同一の区域とし、歴史的風土保存区域全体を含む形で、古都保存行政とも連携を図っている。なお、令和4年（2022）には、主に以下の見直しを行っている。

- ① 広告物規制を広告物条例へ一元化
- ② 大規模行為の届出の対象の拡大（住宅以外の建築物：建築面積1,000㎡超→300㎡超）
- ③ 景観形成重点地区の追加指定（14地区→17地区）
- ④ 景観形成重点地区の細分化
- ⑤ 大規模行為、景観形成重点地区の景観形成基準の見直し

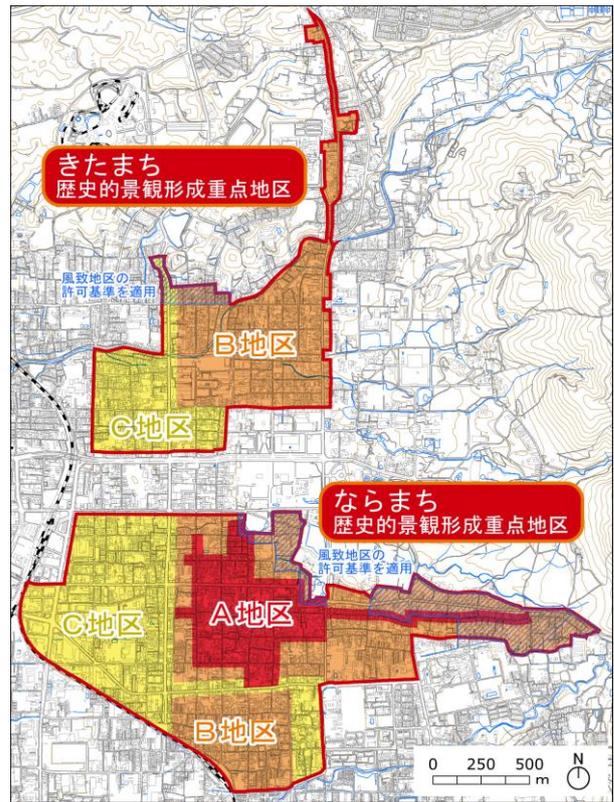
行為の制限については、市全域を対象（風致地区の区域を除く）とした大規模行為（高さ15m以上又は建築面積300㎡を超える住宅以外の建築物など）の景観誘導と、景観形成重点地区を対象とした重点的な景観誘導（全ての建築物・工作物などを対象（沿道景観形成重点地区のうち広域幹線道路沿道区域は高さ10m以上又は建築面積500㎡以上の建築物などに対象を限定））の2つを大きな柱としている。



奈良市景観計画の区域区分と景観形成重点地区・都市景観形成地区

本重点区域では、風致地区の区域は「山地景観地域／大和青垣景観区域」、市街地の区域のうち、用途地域が商業地域の区域は「市街地景観地域／都心景観区域」、その他の住居系の用途地域の区域は「市街地景観地域／市街地景観区域」に指定している。また、これらと重複する形で、古都保存法に基づく歴史的風土保存区域は「歴史景観地域／歴史的な風土景観区域」、歴史的風土特別保存地区は「歴史景観地域／歴史拠点景観区域」に指定し、各区域の景観の特徴に応じた景観の誘導を図っている。

また、重点的な景観形成を推進する区域としては、旧奈良市都市景観条例において指定してきた奈良町都市景観形成地区を踏襲した上で、同区域を平成 22 年（2010）4月に歴史的景観形成重点地区に指定し、平成 28 年（2016）4月にならまち・きたまち歴史的景観形成重点地区に拡大指定し、令和 4 年（2022）7月にその地区区分を細分化し、きめ細かな景観の誘導を図っている。また、三条通沿道と大宮通沿道（近鉄奈良駅周辺を除く）は沿道景観形成重点地区、近鉄奈良駅周辺とJR奈良駅周辺はまちなか景観形成重点地区に指定し、都市的な景観と歴史的な景観との調和を図っている。



ならまち・きたまち歴史的景観形成重点地区

ならまち・きたまち歴史的景観形成重点地区の景観形成基準（基準を適用する地区を塗りで表示）

項目	景観形成基準	A地区		B地区		C地区	
		適用	適用	適用	適用	適用	適用
共通	a-1	景観区域・景観軸の景観形成方針並びに景観形成重点地区の景観形成方針に基づいた計画・設計を行い、周辺景観との調和に配慮すること。					
	a-2	伝統的な町家や農家等が残る敷地においては、構成する歴史的建築物や工物、樹木等の保存並びに旧態の復元に努めること。					
	a-3	『奈良市眺望景観保全活用計画』に定める「重要眺望景観」を阻害しない配置・規模・形態・意匠とすること。					
配置規模	a-4	威圧感・圧迫感の軽減や道路等からの見え方、町並みやスカイラインの連続性の確保等に配慮した配置・規模とすること。					
	a-5	町並みの壁面線をそろえること。やむをえず後退させる場合は、塀等を設置するなどにより、町並みの連続性を維持すること。					
	a-6	現在の地形を活かした配置とし、大膽な地形の改変を避けること。					
	a-7	現在の町並みを形成している歴史的な敷地の形状を維持するよう努めること。					
	a-8	原則として、建築物の高さは前面道路境界より奥行10mまでは8m以下、奥行10m以上は15m以下とすること。					
	a-9	道路に面する建築物は、おおむね敷地の間口いっぱいにて建てること。					
	a-11	長大な壁面となる場合は、適度な凹凸や色彩の濃淡による壁面の分節化などにより、圧迫感の軽減および単調な壁面とならない措置を講ずること。					
	a-12	周辺景観に対して突出感・違和感を与えない形態・意匠とすること。					
	a-13	隣接する建築物と1階及び2階部分の階高を揃えるなど、町並みの連続性に配慮した形態・意匠とすること。					
建築物の意匠等	a-14	木造とすること。やむをえずその他の工法とする場合は、形態・意匠を周辺景観に調和したものとする。					
	a-15	道路に面する屋根は、勾配屋根を用いるなど、地域特性を生かした形状とすること。					
	a-16	道路に面する屋根（下屋を含む）は、勾配屋根を用い、勾配は10分の3から10分の7、軒の出は80cm以上、ケラバの出は30cm程度とすること。					
	a-17	切妻造又は入母屋造の平入りを基本とすること。					
	a-18	道路に面する1階及び2階（ならまち・きたまちC地区は1階のみ可）の外壁には、庇（庇の出は80cm以上、勾配は10分の3から10分の4.5）を設けること。					
	a-19	道路に面する3階以上の外壁は、1階の外壁面より90cm以上後退すること。					
	a-20	道路に面する開口部は、周辺景観に対して突出感・違和感を与えない形態・意匠とし、格子窓などの伝統的な意匠をモチーフに生かすこと。					
	a-21	屋上設備や塔屋は、ルーバーによる覆い措置や壁面の立ち上げ等により、道路等から見えないうようにすること。					
	a-22	配管やダクト類等の露出設備や室外機等は、道路等に設置しないこと。やむを得ない場合は、外壁面と同色仕上げや緑化による遮蔽などの措置を講ずること。					
	a-23	道路に面するバルコニーは、建築物と一体的な意匠とし、道路等から沈没物や設備等が直接見えないう措置を講ずること。					
	a-24	道路に面する屋外階段は、建築物との一体化やルーバーによる覆いなどの措置を講ずること。					
	a-25	屋外に太陽光発電設備を設置する場合は、建築物との一体化等により道路等からの見え方に配慮するとともに、太陽光パネル及びフレームは低反射で黒、濃灰、濃茶、濃緑の模様が目立たないものとする。					

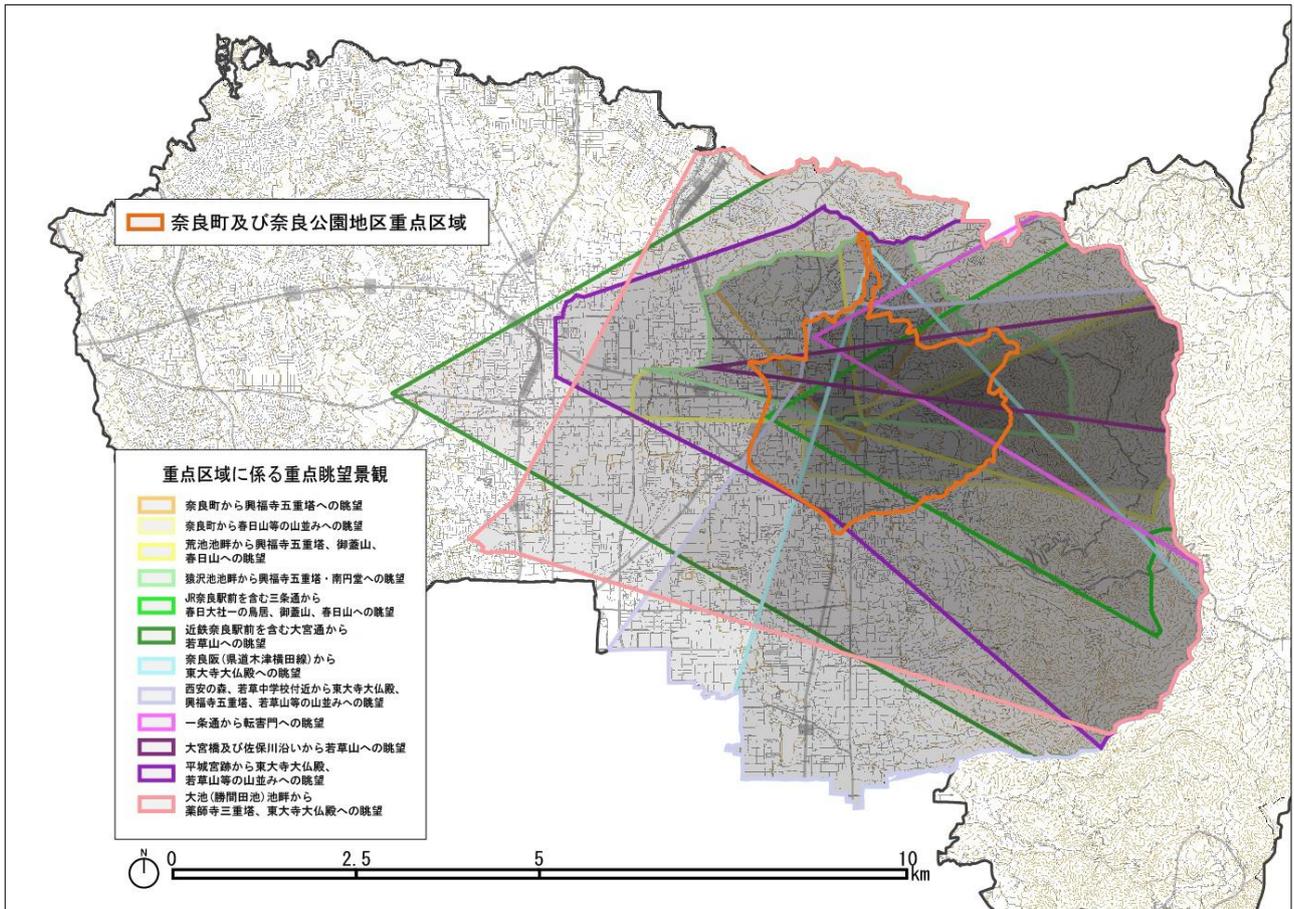
項目	景観形成基準	A地区		B地区		C地区	
		適用	適用	適用	適用	適用	適用
建築物の意匠等	a-26	屋根や外壁その他これらに準ずる箇所の色彩は、別表2に示す色彩基準に適合すること。ただし、無塗装、透明塗装、浸透性塗装による古色塗りを除き、自然素材を使用する場合は、この限りでない。					
	a-27	各面見付面積の20分の1未満については、アクセント色として別表2に示す色彩基準の範囲外の色彩を使用することができる。ただし、この場合、色数は3以下とし、高さ15mを超える部分には用いないこと。					
	a-28	多色の使用は避け、複数の色彩を使用する場合は、色相・明度・彩度の差を小さくし、色彩調和に配慮すること。また、同一敷地内の建築物相互の色彩調和にも配慮すること。					
	a-29	パターン柄等による過度な模様・配色は用いないこと。					
	a-30	屋根は、和形式・木葺き形式、わら・檜皮・銅板・木板その他これらに類似する外観を有する材料とすること。					
	a-31	外壁は、表面が土・漆喰・木板その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。					
	a-32	外壁に使用する主要な材料・仕上げは、光沢のないものとする。					
	a-33	外壁に光沢等の装飾を施さないこと。					
	a-34	庇・軒・雨樋等は、適切な位置に設け、オープンスペースは在来種等を用いて緑化することにより、道路等からの見え方や周辺景観との連続性に配慮すること。					
	a-35	夜間照明は、光量や光源の向きなどが周辺に悪影響を与えないよう配慮すること。					
工物物の建設等	a-36	外観の色彩は、別表2に示す色彩基準に適合すること。なお、高圧鉄塔・携帯基地局設備等・棒状工物・自動販売機は、それぞれ次のマンセル値を基準とすること。 ・高圧鉄塔、野立ての携帯基地局設備、棒状工物、自動販売機：5TR 2/1.5程度 ・屋上に設置する携帯基地局設備等：N4 ただし、安全上やむを得ない場合や無塗装、透明塗装、浸透性塗装による古色塗りを除き、自然素材を使用する場合は、この限りでない。					
	a-37	塀は、土塀・真鍮塀・板塀・石塀（石垣を含む）又はこれらに類する外観を有するモダナル塀とすること。					
	a-38	門は、塀やその他の建物と一体感を持たせ、周辺景観との調和及び町並みの連続性に配慮すること。					
	a-39	外観に光沢等の装飾を施さないこと。					
	a-40	地上に太陽光発電設備を設置する場合は、樹木の伐採は必要最小限とし、道路等から展望できる部分においては、緑化や格子・ルーバー等による遮景を行うこと。また、太陽光パネル及びフレームは低反射で黒・濃灰・濃茶・濃緑の模様が目立たないものとする。					
	a-41	地形の改変を必要最小限とし、長大な擁壁・のり面を生じさせないこと。					
	a-42	擁壁は、自然石を使用し石積み又はこれに類する外観を有するものとする。					
開発行為土地の形質の変更等	a-43	のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、在来種等を用いて緑化すること。					
	a-44	行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。					
	a-45	原則として、土石の掘削等は行わないこと。やむを得ない場合は、行為中並びに行方後において、土石の掘削等に用いた緑化等により周辺景観と調和させること。					
物件の維持	a-46	・塗料とした地味を行い、位置や高さの工夫並びに緑化や塀・欄等による遮蔽・修景を行うこと。 ・緑化による遮蔽・修景にあたっては、在来種等を用いて周辺の植生との調和を図ること。					

イ. 奈良市眺望景観保全活用計画

平成24年(2012)4月に策定した奈良市眺望景観保全活用計画では、「奈良らしい眺望景観」41件と、そのなかでも特に重点的に保全・活用の施策を展開していく「重点眺望景観」15件を設定している。

奈良盆地は低層市街地や農地などが主となることから、これらの眺望景観の多くにおいて、若草山や春日山、東大寺大仏殿、興福寺五重塔などが視対象となっており、本重点区域は奈良らしい眺望景観の保全・活用にあたって特に重要な地域となっている。本重点区域を眺望空間に含む重点眺望景観は次の12件である。

<重点区域に係る重点眺望景観>



重点区域に係る重点眺望景観の眺望空間の分布

- ・奈良町から興福寺五重塔への眺望
- ・奈良町から春日山等の山並みへの眺望
- ・荒池池畔から興福寺五重塔、御蓋山、春日山への眺望
- ・猿沢池池畔から興福寺五重塔・南円堂への眺望
- ・JR奈良駅前を含む三条通から春日大社一の鳥居、御蓋山、春日山への眺望
- ・近鉄奈良駅前を含む大宮通から若草山への眺望
- ・奈良阪（県道木津横田線）から東大寺大仏殿への眺望
- ・西安の森、若草中学校付近から東大寺大仏殿、興福寺五重塔、若草山等の山並みへの眺望
- ・一条通から転害門への眺望
- ・大宮橋及び佐保川沿いから若草山への眺望
- ・平城宮跡から東大寺大仏殿、若草山等の山並みへの眺望
- ・大池（勝間田池）池畔から薬師寺三重塔、東大寺大仏殿への眺望

同計画では、「奈良らしい眺望景観」の成り立ちを、「目に見える景観」「心で感じる景観」「情報としての景観」の3点から捉えている。つまり、視覚的に捉えられる自然や建物などがつくりだす空間だけでなく、そこでの人々の活動がつくり出してきた歴史や文化、世界を代表する歴史都市として多くの人々が有するイメージなどを通じて、より深く味わうことができるものが「奈良らしい眺望景観」と位置付けており、歴史的風致と相通じるものであるといえる。従って、「重点眺望景観」を中心に「奈良らしい眺望景観」の保全・活用に向けた積極的な取組を推進し、本市固有の歴史的風致を維持向上し、その魅力をより一層高めていくこととする。

(3) 屋外広告物の規制誘導

奈良市では、平成14年(2002)4月1日、屋外広告物法に基づき施行した「奈良市屋外広告物条例」により、屋外広告物の規制・誘導を実施している。同条例では、屋外広告物の禁止区域と許可区域を設けており、禁止区域としては、文化財保護法・奈良県文化財保護条例・奈良市文化財保護条例で指定された建造物及び地域、歴史的風土保存区域、第一種・第二種低層住居専用地域、風致地区など、都市景観形成地区(商業地域を除く)などを設定している。

奈良市屋外広告物条例 第1種禁止地域(ならまち歴史的景観形成重点地区のA地区(屋外広告物の規制))

奈良市屋外広告物条例 第1種禁止地域

一般基準

項目	基準				
美観上の基準	・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること				
	・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とするなどにより、建築物と一体化を図ること				
	・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと				
	・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと				
	・点滅式照明や可動式照明(警告用を除く)は設置しないこと				
	・特定商品名のみを表示するものでないこと				
	・特定商品名を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の1/3以下				
	・道路境界線を越えて表示又は設置しないこと				
	・写真等は表示しないこと				
	・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30%以上(のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く)				
危害防止の基準	・屋根には直接ベンキ等を表示しないこと				
	・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること				
	・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること				
	・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと				
	・一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと				
	・次の範囲内の色彩であること				
色彩の基準	色相	明度	彩度		
	地色	R系	5.0R以上10.0R未満	5.0超7.0以下	1.0以下
		YR系	0.0YR以上5.0YR未満	5.0超7.0以下	2.0以下
			5.0YR以上10.0YR未満	5.0超7.0以下	4.0以下
				5.0超7.0以下	3.0以下
		Y系	0.0Y以上5.0Y未満	2.0以上5.0以下	4.0以下
			5.0超7.0以下	2.0以下	3.0以下
	N系(無彩色)	2.0以上7.0以下	—	—	
	その他の色相 使用不可				
	文字色等	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	10.0以下
		YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし	10.0以下
		Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	8.0以下
		GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	6.0以下
		G系	0.0G以上10.0G未満	制限なし	6.0以下
		BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	6.0以下
		B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし	6.0以下
		PB系	0.0PB以上10.0PB未満	制限なし	6.0以下
		P系	0.0P以上10.0P未満	制限なし	6.0以下
		RP系	0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	8.0以下
	N系(無彩色)	—	制限なし	—	
・配色調和に配慮すること					
・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること					

※各基準は奈良市景観ガイドライン(広告物編)の抜粋
基準の詳細や解説は、奈良市ホームページ参照

面積基準

禁止地域の種別	テナントごとの屋外広告物の表示面積の合計	屋外広告物ごとの表示面積
第1種禁止地域	5㎡以下	3㎡以下
第2種禁止地域	7㎡以下	4㎡以下
第3種禁止地域	10㎡以下	6㎡以下
第4種禁止地域	—	10㎡以下

※ 禁止地域は、自己用広告物で上表の表示面積以下でないことと表示・設置できません。

種類別基準

種類及び項目	基準	
屋上広告物	表示・設置 ・表示又は設置しないこと	
壁面広告物	面積・規模 数量	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1/5以下 ・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下
	その他	・突き出し形式は、表示又は設置しないこと ・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告は、表示しないこと ・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること (1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと (2) 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1/20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、うす色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの ・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること
塀及び垣 広告物	高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと
	面積・規模 数量	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1/5以下 ・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又はその掲出物件の数は、3以下
広告塔 広告板	表示・設置	・広告塔は表示又は設置しないこと
	高さ 色彩 その他	・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下 ・支柱、枠、板面の裏等の色彩は、5.0YR 20/1.5程度 ・板面は単純な形状であること ・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること ・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下
自立し、移動可能な 広告板	表示・設置	・表示又は設置しないこと
電柱広告物	表示・設置	・表示又は設置しないこと
アーチ広告物	表示・設置	・表示又は設置しないこと
気球広告物	表示・設置	・表示又は設置しないこと
広告 幕	共通	・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・懸断幕及び昇降幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること
	のぼり	面積・規模 その他
立看板	面積・規模	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下
	その他	・脚部の長さ、0.5m以下
はり りり 紙札	はり札	・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下
	はり紙	・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない

また、平成22年(2010)4月1日からの「奈良市景観計画」並びに「なら・まほろば景観まちづくり条例」の施行による大規模行為及び景観形成重点地区・都市景観形成地区内での行為の届出制度の導入

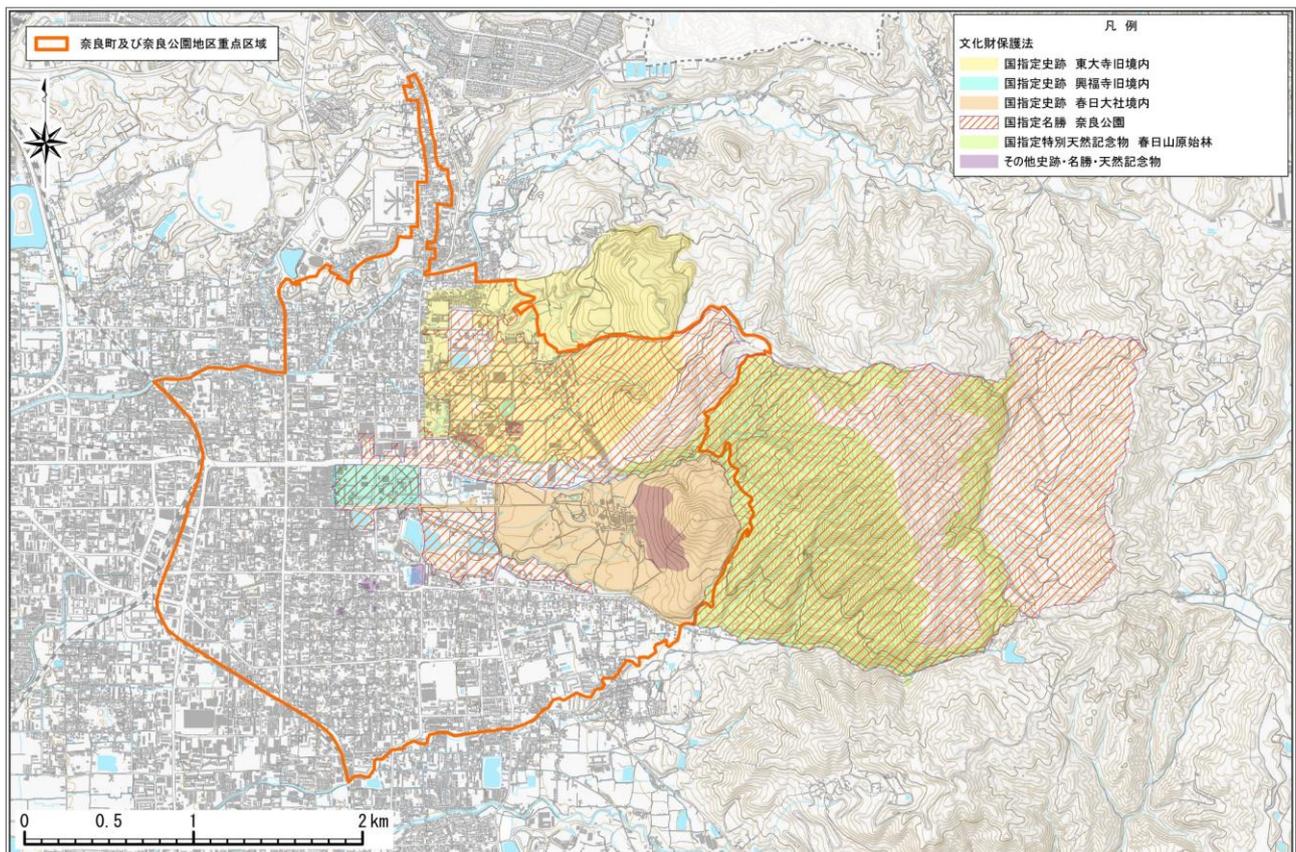
に伴い、これらの行為に係る屋外広告物については、許可申請とは別に届出を義務付け、奈良市景観計画に定めるデザインガイドラインに即して、規制・誘導を図っている。

さらに、平成 28 年（2016）4 月の改正で、ならまち・きたまち歴史的景観形成重点地区の指定、令和 4 年（2022）7 月には「奈良市屋外広告物等に関する条例」に広告物規制を一元化し、規制内容に応じて種別区分を再編し、規制・誘導を図っている。

今後も引き続き、良好な屋外広告物の事例の紹介などによる意識啓発を進め、景観を阻害する屋外広告物を規制・誘導するだけでなく、歴史的な町並みに調和したより良好な屋外広告物の掲出を促していくこととする。

（４）文化財保護行政との連携

本重点区域には、東大寺や興福寺、元興寺、春日大社をはじめとした数多くの社寺が立地し、それらを構成する堂塔や社殿、門などの多くが文化財に指定され、保護されることにより、樹林や町並みに溶け込む葺の屋根や築地塀の連なりなど、社寺のまちとしての展開を感じられる良好な景観の形成につながっている。社寺以外にも数多くの建物が文化財に指定・登録され、町並みの核となるとともに、周囲の町家等と一体となって、歴史的な風情ある町並みをつくりだしている。春日若宮おん祭の神事芸能や奈良豆比古神社の翁舞などの祭礼・行事も無形の民俗文化財として文化財に指定され、古くからのハレの景観が現在に受け継がれている。



重点区域における国指定史跡・名勝・天然記念物の分布

一方、本重点区域では、東大寺旧境内、興福寺旧境内、春日大社境内、奈良公園など、史跡や名勝が広範囲にわたって指定され、歴史的な社寺建築と境内樹林とが一体となった良好な景観が保護されている。なかでも奈良公園では、平成 23 年（2011）3 月に奈良県により、奈良公園の将来あるべき姿、維持

管理並びに現状変更等の在り方、活用・運営等の方向性を定めた「名勝奈良公園保存管理・活用計画」が策定されている。同計画では、奈良公園の沿革や本質的価値等を整理するとともに、保存管理・活用の基本方針を定め、名勝を16ゾーンに区分し、各区域における保存・管理・活用の方針を示している。さらに、保存管理の手法として、現状変更等の取扱基準を定めている。

<名勝奈良公園保存管理・活用計画 基本方針>

- 1 名勝奈良公園は、自然的要素、歴史的・文化的要素、及び公園的要素が融合した景観的特質により名勝の本質的価値である風致景観が構成されている。このため、各要素の個々の保存はもとより、それらの要素の相互作用により総合的価値が発揮されるように適切な保存管理を行う。
- 2 明治以降、現在に至る名勝奈良公園の形成過程を踏まえ、名勝地を構成する境内地や園地、山林部などを区分したうえで、各区域の本質的価値を活かすとともに、多様な空間構成に応じた適切な保存管理を進める。
- 3 奈良公園は、名勝の指定区域のみならず周辺地域の景観とも密接な関係を持ち、それら地域の景観もまた名勝奈良公園の構成要素として認識されるものである。このため、周辺地域も含めて、総体としての適切な景観形成を進める。
- 4 世界文化遺産「古都奈良の文化財」の資産を擁する名勝奈良公園の有する多様な価値を多くの国民が享受し、公園として多様な来訪者を迎える場にふさわしい保存管理と活用との調和を図る。
- 5 関係社寺及び地域住民の生活・生業により継がれてきた奈良公園の脈々たる歴史に十分に配慮し、それら奈良公園に係る地域の諸活動との連携のもと、相互の協力により後世に続く名勝の保存管理・活用を進める。
- 6 名勝奈良公園の保存管理・活用を推進するため、関係部局等における体制づくりを進める。

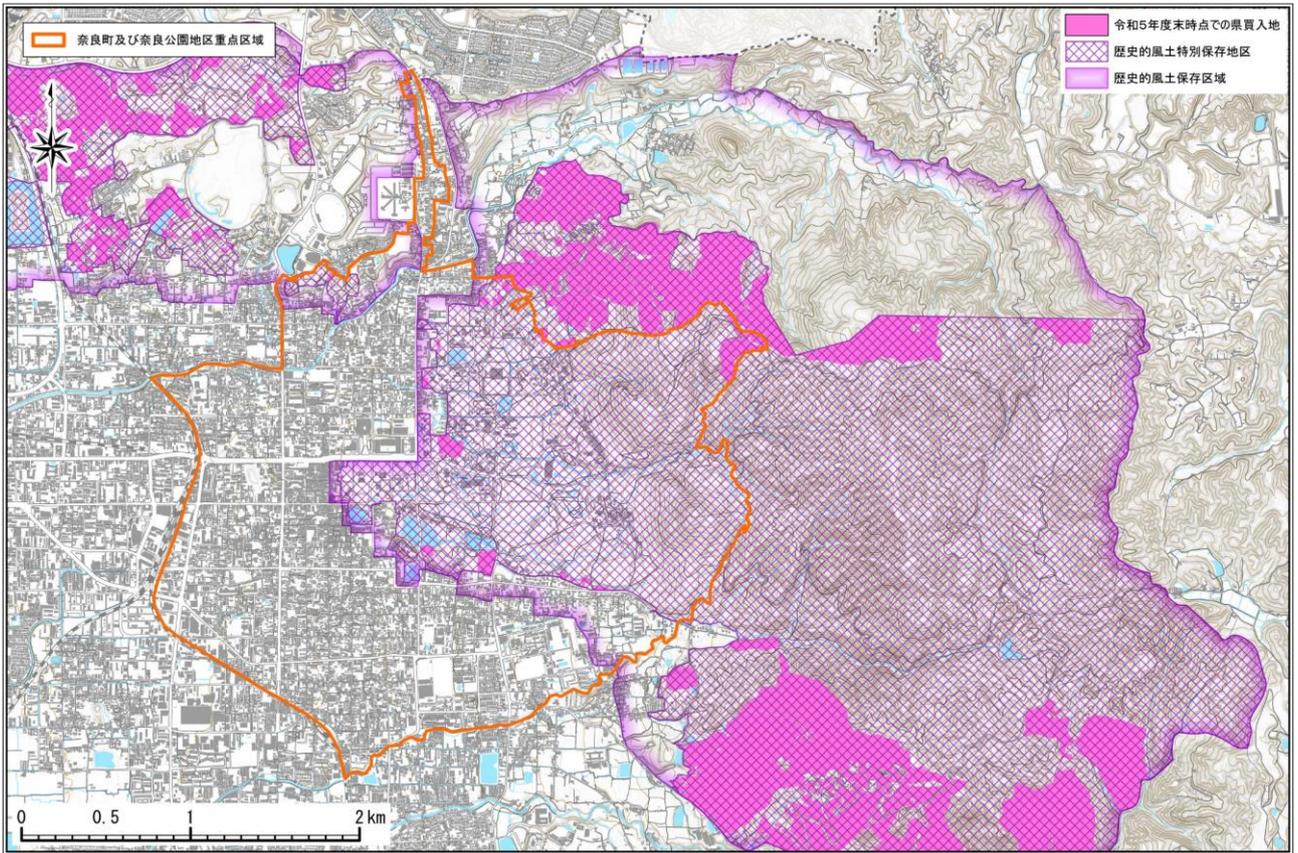
今後も、指定や登録を受けている文化財については、法や条例、保存管理・活用計画に従い、適切な保護の措置を講じ、本重点区域の歴史的風致の核となる歴史的な建造物や伝統的活動の継承に努めていくこととする。

(5) 古都保存行政との連携

奈良市は、昭和41年(1966)1月13日の「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」に基づき古都として位置付けられ、平城京を起源とする大社寺等と東・西・北方のなだらかな丘陵地の自然的環境とが一体となった歴史的風土を形成している区域を歴史的風土保存区域に指定し、またそのなかでも特に枢要な地区を歴史的風土特別保存地区に指定して歴史的風土の保存を図ってきた。

本重点区域の東側の区域は「春日山歴史的風土保存区域」、また、北側の平城山丘陵麓の区域が一部「平城宮跡歴史的風土保存区域」に指定されている。そして、「春日山歴史的風土保存区域」では、東大寺境内や興福寺境内、春日大社境内、名勝奈良公園の区域等が「春日山歴史的風土特別保存地区」、「平城宮跡歴史的風土保存区域」では、聖武天皇陵とその区域が「聖武天皇陵歴史的風土特別保存地区」、法華寺の区域が「平城宮跡歴史的風土特別保存地区」に含まれている。

これらの歴史的風土特別保存地区では、優れた歴史的風土を保存するため、通常の維持管理行為以外の現状変更行為を厳しく規制しており、行為を行う際は、あらかじめ市長の許可を受ける必要がある。また、この厳格な規制が土地利用に著しい支障をきたす場合には、土地所有者はその土地を奈良県に買い入れるよう求めることができることとなっている。本重点区域内においても、北東部の山林を中心に買入地が分布しており、古都保存行政との連携のもとに、これらの買入地の適切な維持管理を実施していく。



歴史的風土特別保存地区における買入地